

伴走型省エネ診断 募集要項

1 目的

中小企業等の脱炭素化に向け、省エネの対策は大変重要な取組ですが、中小企業等は、財政面はもとより、情報や知識、人材面での制約があり、大企業と比べ取組が十分進んでいません。

このため、伴走型省エネ診断により、省エネの専門家が費用のかからない運用改善から設備投資による対策まで様々な省エネに関する提案を、中小企業等を対象に無料で実施します。

また、愛知県は、2023 年 11 月に県内金融機関や経済団体、行政機関等による「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を設立し、現在 60 の構成機関が連携して、地域ぐるみで中小企業等の脱炭素経営を支援しています。

そのため、本事業は、中小企業等とともに「プラットフォームに参画している経済団体及び金融機関等（以下「伴走支援機関」という。）」が連携して申請等を行うことで、伴走支援機関が省エネ診断の結果を実際の取組につなげられるようにフォローアップします。

本事業を通じて、中小企業等の省エネの徹底、脱炭素化に向けた取組を推進します。

2 募集概要

（1）募集期間

2025 年 6 月 16 日（月）から 2025 年 10 月 31 日（金）まで

（2）募集対象

愛知県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等※¹

※1 中小企業庁による「中小企業・小規模事業者の定義」に基づく中小企業等

(URL) <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

（3）募集者数

26 社（先着順）

（4）省エネ診断の受診費用

無料

（5）支援内容

本事業では、中小企業等に対し、次のア～エの内容について、愛知県が委託する一般社団法人中部産業連盟が支援を行います。

ア 省エネ診断の実施

省エネの専門家が、中小企業等の事業所を訪問し、抱えている課題等のヒアリング

を行い、主要設備の稼働状況やエネルギー使用状況等の現地調査を実施します。

なお、省エネ診断の実施場所は1 中小企業等あたり 1 事業所までとします。

イ 省エネ診断の結果報告会の実施

アの診断結果に基づき、エネルギー削減余地や改善提案などの診断結果を取りまとめ、中小企業等への報告会を実施します。

ウ 伴走支援機関によるフォローアップ

省エネ診断結果を踏まえ、脱炭素経営に向けた課題の確認やその解決に必要な取組を実行するため、伴走支援機関がフォローアップを行います。

3 応募手続

(1) 応募方法

本募集要項の内容を確認のうえ、応募申請書に必要事項を記入し、「(2) 提出・問合せ先」へ電子メールにより提出してください。(メールの件名を「伴走型省エネ診断申込」としてください。)

なお、送信後は必ず以下の提出先に電話し、受信確認をお願いします。

※伴走支援機関との連携等、ご不明な点がありましたら、(2) の問合せ先までご連絡ください。

(2) 提出・問合せ先

愛知県環境局地球温暖化対策課 計画推進グループ

電話：052-954-6242

電子メール：ondanka@pref.aichi.lg.jp

4 採択方法・採択結果

応募条件を満たしている企業等を対象に、先着順で支援対象とする中小企業等を決定します。なお、必要に応じて、応募申請書等の内容について確認する場合があります。

採択結果については、各申請者宛てに通知します。また、支援確定後、一般社団法人中部産業連盟から支援のスケジュール等について別途連絡します。

5 応募条件

以下の(1)～(11)について同意する中小企業等及び伴走支援機関とします。

- (1) 中小企業等は県税の滞納又は未申告がないこと。
- (2) 本事業の費用は無料とするが、交通費等が発生する場合は自らが負担すること。
- (3) 支援が確定した場合は、応募申請書の記載の内容について、一般社団法人中部産業連盟に情報提供されることに同意すること。
- (4) 本事業は、伴走支援機関によるフォローアップ支援を前提としているため、6の伴

走支援機関と共同で応募申請を行うこと。なお、伴走支援機関は、プラットフォームに参画している経済団体及び金融機関等であること。

- (5) 中小企業等は、本事業の専門技術者による省エネ診断、結果報告会及び伴走支援機関によるフォローアップを受けること。
- (6) 省エネ診断の実施に当たり、一般社団法人中部産業連盟から必要な情報の提供依頼を受けた場合は、最大限協力すること。
- (7) 本事業において、愛知県及び一般社団法人中部産業連盟に提供された企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、愛知県及び一般社団法人中部産業連盟が使用することに同意すること。
- (8) 支援が確定した場合は、中小企業等は、本事業の省エネ診断結果を踏まえ、必要に応じて伴走支援機関とも相談のうえ、可能な限り脱炭素経営に向けた取組の実行に努めること。また、受診後の取組の経過について、約1年後を目途に伴走支援機関とともに、愛知県宛て報告すること。
- (9) 愛知県から、本事業の支援対象企業等として企業等の名称、業種及び本事業により得られた成果等の愛知県 Web サイトや広報紙等への掲載の依頼を受けた場合は、最大限協力すること。
- (10) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合があること。
- (11) 中小企業等及びその役員等は、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止すること。

6 伴走支援機関一覧

経済団体	・愛知県商工会議所連合会※² ・愛知県商工会連合会※² ・愛知県中小企業団体中央会 ・名古屋商工会議所
金融機関	・地方銀行 2 行 株式会社あいち銀行、株式会社名古屋銀行 ・信用金庫 15 行 愛知信用金庫、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、 瀬戸信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、 豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、 尾西信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫
その他	・公益財団法人あいち産業振興機構

※² 各商工会議所、各商工会も含む